

求人票

※印は記入しないでください

(2025 年 3 月 卒業生向け)

※受付年月日	24.7.24	※施設コード	04-613	※業種	32	※採用枠	留学生・障がい	※担当者	目々澤
求人者・青少年雇用情報									
フリガナ	シカ ニュージャパン カミスキ				フリガナ	ムカイヤマ キミコ			
名称	歯科ニュージャパン上杉				代表者	院長 向山 貴美子			
所在地	〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-40 TEL 022-264-2616				事業内容	歯科医療業			
書類提出先	〒 同上 TEL				診療科目	一般歯科・口腔外科			
人事担当者	担当部署名 (役職) 副院長 フリガナ ムカイヤマ ヒロコ 氏名 向山 泰泉 (E-mail) magunamuka@yahoo.co.jp				病床数	床・ (無床)			
ホームページ	有り				職員数	男 1 人	女 3 人	計 4 人	
					設立	昭和 51 年 7 月			
					系列関連施設	E) S.D.G 歯科ニュージャパン			
過去3年間の新卒者(離職者/採用者)	男 (0/0) 人		平均勤続年数		4 年		平均年齢		43 歳
	女 (1/1) 人		前年度の平均所定外労働時間の実績		月平均		0.1 時間		
前年度の有給休暇の平均取得日数	10 日		メンター制度		有		(無)		
前年度の育児休業(取得者/対象者)	男 (0/0) 人		研修		(有)		(無)		
	女 (0/0) 人		自己啓発支援		有		(無)		
役員に占める女性の割合	50 %		キャリアコンサルティング制度		有		(無)		
管理的地位に占める女性の割合	50 %		社内検定等の制度		有		(無)		
採用条件・企業情報									
職種	人数	資格・免許	備考	職種	歯科衛生士				
歯科衛生士	1	歯科衛生士	取得見込み可	基本給	170000				
				資格手当	30000				
				計	200000				
				賃金 (確定・現行)					
仕事内容	歯科衛生士業務全般 ホワイトニング治療			試用期間	有 (月) ・ (無)				
				勤務時間	平日	午前13時00分 ~ 午後21時00分			
					土曜	午前 時 分 ~ 午後 時 分			
				休憩時間	45 分		交替制	有 ・ (無)	
勤務予定地	仙台市青葉区上杉2-3-40			休日	① 完全週休2日 2. 隔週休2日 3. 月 回週休2日制 4. その他 ()				
加入保険	①雇用 ②労災 ③健康 ④厚生 5.その他			労働組合	有 ・ (無)		社員寮等	有 ・ (無)	
交通費	1. 全額支給 ②. 支給限度額 15,000 円迄			派遣業務	有 ・ (無)		雇用期間の定め	有 ・ (無)	
賞与	年 2 回 2 ヶ月 昇給 年 1 回 3 %			留学生受入	可 ・ (否)		障がい者受入	可 ・ (否)	
応募・選考方法									
説明会	申込方法	TEL ・ 会社 HP ・ メール 日時 場所		① 月 日 時 分	② 月 日 時 分				
応募書類	① 履歴書 ② 卒業見込証明書 3. 成績証明書 4. その他 ()			申込締切日	月 日				
応募方法	1. 学校紹介 ②. 自由応募 (電話・メール・ホームページ・郵送・その他)			日 時	月 日		時 分		
				場 所					
				学内試験	希望する ・ (しない)				
選考方法	書類選考	(有) ・ (無)		※学校記入欄					
	筆記	有 (常識・作文・専門) ・ (無)							
	検査	適性 ・ その他 ()							
	面接	グループディスカッション・集団面接・個人面接							
本校卒業生在籍				有 ・ (無)		インターンシップ受入		可 ・ (否)	
既卒者応募				(可) (概ね 3 年以内)		否			
◆補足事項・備考◆ 見学希望の場合は事前に電話で申し込み下さい									

自己申告書

R6 年 7 月 17 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名

数科ニエージャパン上杉

事業所所在地

仙台市青葉区上杉 2-3-40

代表者名

向山 貴美子



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL291115首01)により確認し、理解しました。

チェックシート

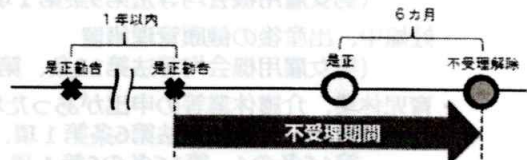
以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

☐ a 当該違反行為を是正していない。

☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

☐ a 当該違反行為を是正していない。

☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

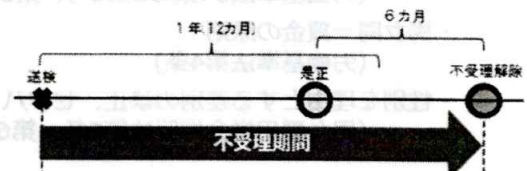


(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

☐ a 当該違反行為を是正していない。

☐ b 送検後1年が経過していない。

☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表[※]され、

☐ a 当該違反行為を是正していない。

☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

①労働基準監督署による是正勧告、

②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、

③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

☐ a 当該違反行為を是正していない。

☐ b 是正してから6カ月が経過していない。